

令和7年8月31日開催

久喜駅西口周辺地区権利者の会設立総会 会議概要

1. 役員の選出について

会員の互選により下記のとおり選出されました。

久喜駅西口周辺地区権利者の会役員名簿

番号	氏名	役職	地区
1	飛高 孝保	会長	C
2	大熊 研一	副会長	A
3	野原 宏	幹事	B
4	土屋 喬義	幹事	B
5	田中 稔	会計	C
6	田中 吉長	監事	A
7	田村 典久	監事	C

2. 意見交換の概要について

(1)事業の進め方に関するこ

<意見：権利者の意向確認について>

権利者の意見は様々だと思うので、多数決だけでまちづくりを進めるべきではないと考えるがいかがか。

<回答>

権利者の会でのご審議については、出席者の過半数の同意をもって決定するものですが、権利者お一人お一人にご理解いただけるよう、ご意見を丁寧にお伺いしながら、皆様と共に検討を進めてまいりたいと考えております。

＜意見：検討の進め方について＞

　権利者の会では、今後どのように検討を進めていくのか。

＜回答＞

　権利者の会では、基本計画を基に施設の配置や規模などの具体的な内容の検討を進めていくことになりますが、まずは、権利者の皆様のご意向の確認や、事業に進出を希望される民間企業へのヒアリングを行っていくことを考えております。

（2）市街地再開発事業に関するこ

＜意見：賃料や管理費などについて＞

　市街地再開発事業については、事業後に賃料が高くなることや、管理費が発生することなどが予測されるが、どのように対応するのか。

　また、各々の権利者の意向に合わせ、土地や建物の共有化だけではなく個別利用ができるのか。

＜回答＞

　賃料や管理費等は、現時点では具体的な回答が困難ですが、実際に事業を行う民間企業を加えて議論を行うことで、より具体的な検討が可能となるため、早期に民間企業との関係性を構築することが望ましいと考えます。

　また、市街地再開発事業は制度上、個別利用が難しいのですが、まずはそれぞれの権利者のご希望や事業に対する不安などについて意向調査を通じて把握し、いただいたご意見を踏まえて、どのような対応ができるのか皆様と検討してまいりたいと考えております。

＜意見：事業期間について＞

　市街地再開発事業の事業期間はどれくらいになるのか。

＜回答＞

　市街地再開発事業の事業期間は、地域によって異なるものですが、事業そのものの期間は、5年前後の期間を要している事例が見受けられます。

　また、発起人活動から事業認可までの期間は、早い地区では、2～3年で完了している地区もありますが、権利者の人数や合意形成の状況によって変動するものです。

　本地区でも可能な限り早期に事業化できるよう丁寧に合意形成を進められるよう努めてまいります。